

意見書を提出できる方について

土地区画整理事業の事業計画等に対する意見書を提出できる方について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）で以下のとおり定められております。

第 20 条第 2 項 当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者（以下「利害関係者」という。）は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

※ これは土地区画整理組合が施行する事業計画についての規定ですが、区画整理会社、府及び市町村、独立行政法人都市再生機構等の事業についても、それぞれ同様の定めがあります。

提出者様が「利害関係者」に該当されるかどうかを確認させていただく必要がございますので、意見書中「2」の欄の御記入をお願いいたします。